

外国人材の受入環境整備に向けた調査・検討業務委託
業務説明資料

1 件名

外国人材の受入環境整備に向けた調査・検討業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

3 業務目的

横浜市は、外国人との共生社会の実現に向け、総合的な情報提供・相談対応を行う拠点施設である「横浜市国際交流協会」と、市内10か所に設置している身近な相談窓口である「国際交流ラウンジ」が協力しながら、NPOやボランティア団体等とも連携し、多言語での相談対応のほか、日本語学習支援、地域とのつながりづくりなどに取り組むなど、外国人への生活支援を進めています。

市の外国人人口は、この5年間で約3割増加し、本年4月末で10万人を突破しました（全国の市区町村で2番目）。改正出入国管理及び難民認定法の施行を契機に、今後、一層の増加が見込まれます。

地方自治体として、これまで以上に、外国人の受入れ・共生のための取組が求められる中、中長期的な外国人材の受入環境整備の方向性を整理していくための基礎資料として活用するため、現状の外国人や地域社会のニーズ把握・分析を行うとともに、将来の外国人人口推計と、これに基づく外国人支援に関する必要事業量等の分析等を行います。

4 業務概要

(1) 現状把握・分析

- ア 外国人のニーズ・課題等の把握・分析
- イ 地域社会のニーズ・課題等の把握・分析
- ウ 他都市の外国人支援施策等の把握・分析
- エ 本市の外国人支援施策等の把握・分析

(2) 将来見通し

- ア 本市の外国人人口推計の算出
- イ 将来の外国人支援に関する必要事業量等の分析とその効果の考察

5 業務内容詳細

(1) ア 外国人のニーズ・課題等の把握・分析

- ・在留外国人のニーズ・課題等について、既存の調査結果等から傾向を把握する。
- ・加えて、平成 25 年度に実施した「横浜市外国人意識調査※」と同等規模の調査を実施する（5,000 標本。本市から、宛名ラベルを支給）。なお、ヒアリング調査は行わず、郵送によるアンケート調査のみとする。

※「横浜市外国人意識調査」について：

<http://archive.city.yokohama.lg.jp/kokusai/multiculture/chosa/>

- ・アンケート調査は、6 言語（日本語を含む）を基本として実施することとし、調査項目については、平成 25 年度実施の調査の問 1～問 49（問 46・47 を除く）を必須とする。その他の追加項目については、提案者が提案する。

(1) イ 地域社会のニーズ・課題等の把握・分析

- ・本市が区を通じて、別途把握する予定の住民・地縁団体等のニーズ・課題等について、分析を行う。
- ・外国人が多く住む地域等で活動する NPO や市民団体等（5 団体程度）、及び経済団体等（5 団体程度）に対して、ヒアリングを行う。
- ・ヒアリングの進め方、内容については、提案者が提案する。

(1) ウ 他都市の外国人支援施策等の把握・分析

- ・外国人材の受入による都市の経済成長といった観点から、競合する可能性のある、外国人が集住する国内都市（3 都市程度）、及び国外からの外国人の受入れの取組に関して歴史を有する海外諸都市（3 都市程度）における外国人支援施策・事業量等を調査する。
- ・他都市の外国人施策の成果目標、効果検証方法等（目標設定の考え方等を含む）についても把握・分析を行う。
- ・調査を行う都市については、提案者が提案する。
- ・外国人支援施策の項目については、国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を参考に提案者が提案する。

(1) エ 本市の外国人支援施策等の把握・分析

- ・現在、本市、横浜市国際交流協会及び国際交流ラウンジ等が提供している外国人支援サービスに関連する施策・事業について、体系的に整理するとともに、全体の事業量を把握する（個々の施策・事業に関する資料は本市から提供する。）。

- ・上記、(1)ーア及び(1)ーイにより得られた諸ニーズ・課題等を基に、(1)ーウで得られた他都市の状況も参考としながら、本市が現在提供している外国人支援サービスが、適切な提供水準を満たしているか分析を行う。
- ・分析の手法については、提案者が提案する。

(2)ーア 本市の外国人人口推計の算出

- ・5年後及び10年後の本市の外国人人口を推計する。
- ・推計に当たっての基本情報として、本市の外国人人口の推移、及び国が示した外国人材受入拡大に伴う最大の受入見込み数(全国で5年間で約34.5万人)は、必須として用いる。
- ・その他盛り込むべき視点があれば、提案者が提案する。
- ・推計人口に関して、その内数の項目や算出に関して、提案者が提案する。

※「横浜市の外国人人口」について：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/jinko/gaikokujin/>

(2)ーイ 将来の外国人支援に関する必要事業量等の分析とその効果の考察

- ・上記(2)ーアを踏まえて、5年後及び10年後の時点における、外国人支援サービスに関連する施策・事業について、適切な提供水準とそれに要する予算規模を分析する。
- ・それぞれの時点における、適切な提供水準を「満たした場合」及び「満たさなかった場合」の、経済的・社会的側面からの「効果」及び「影響」について考察を行う。
- ・分析及び考察の手法については、提案者が提案する。

6 成果物の提出

以下の成果物について、期日までに委託者あてに納品すること。業務の進ちよく状況により、納品期限内の納品が困難な場合は、速やかに委託者に相談すること。

(1) 中間報告(令和元年11月1日(金)まで)

- ・上記「5-(1)ーエ」及び「5-(2)ーア」について、A4版・8ページ程度の中間報告を提出すること
- ・上記中間報告のうち、「5-(1)ーエ」の分析に当たっては、「5-(1)ーア」の外国人意識調査アンケート部分、及び「5-(1)ーウ」については、踏まえなくても可。

(2) 最終報告

- ア 外国人意識調査報告書 100 冊
- イ 外国人意識調査報告書【概要版】(A 3 両面・1 枚) 150 部
- ウ 「外国人材の受入環境整備に向けた調査・検討業務」報告書(A 4 版 簡易製本) 10 冊
- エ 「外国人材の受入環境整備に向けた調査・検討業務」報告書【概要版】(A 3 両面・1 枚) 150 部
- オ 電子データ(CD-ROM等に記録したもの) 1 式
- カ その他の関連資料(電子データ及び紙データ) 1 式

7 その他

- (1) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 業務の実施に関して、プロポーザルの内容にかかわらず、常に委託者と密接な連携を図り、本市の意図について熟知の上、効率的進行に努めなければならない。
- (3) 委託業務の作業内容に疑義のある場合や業務説明書等に定めのない事項および重要な事項の決定については、あらかじめ委託者と協議の上、その指示または承認を受けること。
- (4) 横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく個人情報取扱特記事項を順守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (5) 本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典等は全て明確にしておくこと。
- (6) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属する。
- (7) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (8) 本業務で委託者が提供したデータは、全て返却すること
- (9) 本業務の一部を契約者以外の第三者に委託する場合は、書面により委託者の承諾を得ること。